

改正

平成23年10月1日横書き施行

女川町教育委員会共催及び後援名義取扱規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、女川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のもの  
の行う教育関係の行事を共同主催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

**第3条** 共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は「女川町教育委  
員会」とする。

(承認の基準)

**第4条** 教育長は、行事の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により  
審査の上、これを承認するものとする。

(1) 主催者の基準

- ア 国又は地方公共団体又はこれに準ずる公共団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教団体を除く。）
- エ 女川町が育成する団体及びその系列に属している団体

(2) 事業内容の基準

- ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上、普及に寄与するもので公益性のある事業であるこ  
と。
- イ 開催、開設地は原則として女川町内であること。ただし、主として女川町民を対象とした  
事業である場合はこの限りではない。
- ウ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。
- エ 幼児、児童及び生徒を対象とした事業にあっては、次の事項を十分配慮していること。

- (ア) 学校教育上支障のない規模、日程等であること。
- (イ) 保護者の同意による参加と保護対策が講ぜられていること。
- (ウ) 賞品等の授与等にあつては、参加者にふさわしいものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申請の手續)

**第5条** 教育委員会の共催等の承認を受用とするものは、共催等承認申請書（様式第1号）を原則として、開催期日1月前までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は前項の申請書を受用したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

(添付書類)

**第6条** 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
- (4) その他必要書類

(承認の条件)

**第7条** 承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後、直ちにその結果につき報告書（様式第3号）を提出すること。
- (3) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (4) 後援の承認を行うに際しては、原則として事業経費の負担支出を伴わないこと。

## 附 則

この訓令は、平成3年11月1日から施行する。